平成２２年（フ）第７３５７号
大阪市住之江区平林南１丁目２番87号
破産者　株式会社ニチモク
1　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
2　一般調査期日　平成23年８月29日午後４時
平成23年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３５８号
大阪府枚方市牧野阪１丁目13番４号
破産者　茂岡　正吾
1　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
2　一般調査期日　平成23年８月29日午後４時
平成23年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６０号
大阪府藤井寺市惣社２丁目３番10号
破産者　白石　章仁
1　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
2　一般調査期日　平成23年８月８日午後１時30分
平成23年６月２日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６７５２号
大阪府豊中市二葉町１丁目11番18号
破産者　籠谷　信一
1　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
2　一般調査期日　平成23年８月29日午後４時
平成23年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第４５５６号
大阪市港区三先２丁目20番２―1306号、開始決定時の住所大阪府河内長野市北貴望ケ丘２番20号
破産者　木藤美枝子
1　期日　平成23年６月24日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００６８号
大阪府東大阪市額田町２―25　北井文化１階10号、住民票上の住所大阪府堺市東区日置荘西町２丁39番６号
破産者　水池　　覚
1　期日　平成23年７月６日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４３号
愛知県安城市藤井町南山141番地　医療法人純和会矢作病院内、住民票上の住所愛知県安城市朝日町１番４号
破産者　三浦安太郎
1　期日　平成23年９月５日午後３時40分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２４９号
宮崎県西都市大字調殿411番３
破産者　黒木　勇二
異議申述期間　平成23年８月３日まで
平成23年６月３日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３９号
宮崎市下北方町花切5678番地１　メゾン花咲壱番館201号、住民票上の住所宮崎市下北方町観音免651番地12
破産者　木村　　登
異議申述期間　平成23年８月３日まで
平成23年６月３日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４７７７号
東京都文京区目白台２丁目７―12―902
破産者　伊藤　玲子
免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
平成23年６月２日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第９号
静岡市駿河区豊田２丁目５番７号
清算株式会社　株式会社東海産商
代表清算人　川崎　　清
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０３６号
東京都千代田区内幸町１丁目１番１号インペリアル・タワー15階
清算株式会社　ホーガース・デイビス・ロイド・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第１２号
大分市豊海３丁目６番３号
清算株式会社　株式会社野内商店
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第１００３号
山形市緑町１丁目６番45号
清算株式会社　株式会社田丸
代表清算人　町田　誠二
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、株式会社山形銀行及び山銀リース株式会社に対し、その資産のすべての換価が終了した日から１か月以内に、資産換価終了日時点において清算株式会社の保有する現預金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。
2　各協定債権者は、清算株式会社から前項による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債権を放棄する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第１項と同様の方法により弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
山形地方裁判所民事部

監督命令

平成２３年（再）第４４号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目53番２号
再生債務者　株式会社フォー・アンド・コレー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区内神田１丁目２番２号小川ビル４階　服部総合法律事務所　弁護士　服部　秀一
平成23年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２３年（再）第３号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙504番地１
再生債務者　株式会社ロビンフッド
主文　平成23年３月16日にした監督命令を取り消す。
平成23年５月30日　　宮崎地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第３６号
東京都江東区白河２丁目22番１―1101号
再生債務者　馬場　研輔
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後３時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年７月26日から平成23年８月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１号
新潟市中央区弁天橋通１丁目21番18号
再生債務者　藤島　　基
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年８月４日から平成23年８月18日まで
新潟地方裁判所民事部